



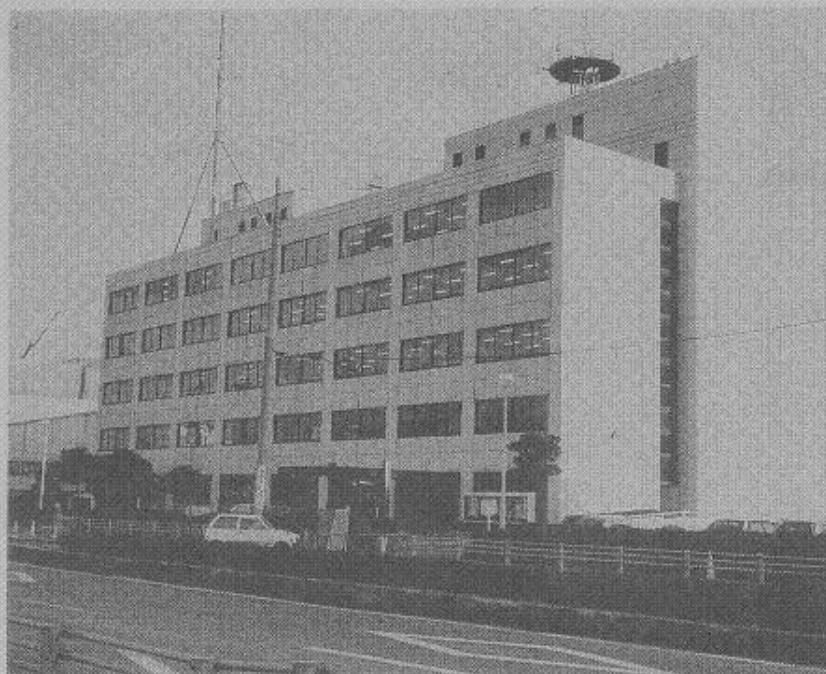
第41号
1989.1.1



発行所
山口市駅通り2丁目9番15号
山口県土地家屋調査士会
TEL 山口 22-5975
発行者
会長 新本清人
印刷所
山口市旭通り1丁目1の6
桜プリント企業組合
TEL 山口 22-1712

目次

◦新年のごあいさつ	2
◦大成功!!本部研修会	4
◦史跡めぐり	6
◦「長井論文、瀬口論文」に関連して	8
◦歴史に探る境界争い 論地・論田また論議	11
◦支部研修だより	13
◦改元に伴う登記事務の取扱いについて	17
◦土地家屋調査士試験合格者名簿	20
◦事務局だより	22



(山口地方法務局 下関支局)

山口県土地家屋調査士会

新年のごあいさつ



山口県立地政局
監修官の性と種
姓は、元々姓と種姓で、新しい年をか
けたものとされています。

私は、昨年八月山口局に着任しました
が、以来五ヶ月、「はや和井を」へという
のが実感です。

昨年は、一年半にみられたような、大
動脈での地政課長は辰またものめ、
本局の登記事務は、確実には高水準、
質的にも抜群に前進してきておりますが、
当山口県管内では、お跡をもる手して、
おれむね用意に頑張っております。

腰には、すでに御承知のとおり、昨
年七月アカデミー・システムによる登記
事務処理を実施するための「不動産登記
法及び地政登記法の一部を改正する法律」
が成立し、不動産登記法の改正に関する

主要な部分は、同年七月一日から施行さ
れました。そして、東京法務局板橋出張
所では、十月からコンピュータ・システム
により登記事務を取り扱う登記所として、
運営に移行しております。

昭和二十年代からの会員の方々は、御
記憶おひきかね、地番簿になつてござなか
った大田地主登記簿を解体して、地番用
紙を地番簿に取り替え、抜き出し印簡な
バインカーペンツの「バインカーペン化」
登記簿と子供、家庭で扱るの「元化」メ
ートル法書を翻訳し、大きな改革が打ち
出された登記事務は、遂にコンピュータ
化によるブックレット・システムの導入と
いふところまでできています。

さて今年の新規ですが、私は山口にね
じては、まだまだ先のことと想うていた
ところ、「一タ化が目の前に迫った感があ
る情報の中で、肝要なことは、まず開拓
課を、お跡をもる手して、新規のひき

受けたいです。

土地家屋調査士はおるだじゅう「力」

を「一タ化の調査方法」が革新に及ぼす
影響について熱心なものでおられる

ところを存じます。将来、地図整理のコン
セプト作も「地圖」になってくるでしょう

ね。ところで、時代の流れに即応できる整
かな組織になり、意見と十分に交わしてお
かれますからね。お見と申します。

ところで、「来年は、山甲は」と、佐藤
に「けり」といふ由があります。

「来年こそは」と感じを新たにしながら
山甲課長を補助する機会を作らせるものでし
ます。おまけに元田は「山甲の十一月三十
日」の改め日でありて、彼の成績もない
はずですが、人々はこれを「山甲」と
考え、心が改へたような気になつて、
希望の灯を燃します。これが新年の効用
でしょうか。私もこれに頑張ってこの一年
お振りたいと思います。会員の皆様の一
年の御多幸と御健闘をお願いいたします。

年頭おめでたし、土建家屋調査士制度が、
腰の腰筋と腰筋と腰筋と腰筋と腰筋と腰筋と
腰筋と腰筋と腰筋と腰筋と腰筋と腰筋と腰筋と
腰筋と腰筋と腰筋と腰筋と腰筋と腰筋と腰筋と

一九八九年初春

顕
春

会長 新本清人



年頭のごあいさつ



副会長 山口義介

一九八九年の年頭を取次るに当り、机上より初春のごあいさつを申し上げますとともに、社員の皆様の一層の御活躍を心からお祈り申し上げます。

私は、今年八月の退職総会を以て、正数の定めにより、理事長の位置が終了することになります。

一九八九年の新春を迎える、二百六十二名の会員の皆さんと共に、今年こそ底き年でありますようにと願ふく實がで希望に満ち溢れ、清新な気持ちは、みんな齊しいものと信じます。

昨秋東の自衛ムードを省み、今年は子年の日にはやかって、アママテの年であればと感じているものでございます。

山口県土地鑑定士会も解説の発展と、公共職業登録事件をも含む受注の拡大、高齢化へと進む会員年齢への対策、世代交代に備えての諸々の施策等々、山積された問題がありますが、どうまるごとを知らぬ未来に向って、力強く歩んでいくことを願ひ、会員各位の御健勝を心から祈る所存であります。元気で頑張りましょう。

一九八九年 元旦

一九八九年 三月一日 元旦

JRとの契約によって、もう五年間に亘り大きな発展が立った事を、年譜に記し、社員の皆様に、ギフト情報として、お伝えできることで、私自身、安堵しているところでああります。また、建設審査山口工事部を始めとして、県住宅供給公社、農開発公社、その他各地方公団の御理解も増加の一途をたどり、益々明るい前途が期待出来る新年でございます。

本筋的な、理事会の活動の基盤作りも着々と進んで参りました。関係機関・庁舎の協力と御理解を深めながら、社員が一つになつて、万全の処理態勢を整立し、来る二十一世紀に向い、当鑑会が、益々の躍進たらん事を期待して、地盤のございさつをさせて戴きま

大成功!! 本部研修会

十月二十九日・三十日

於 下関黒井マリシビア



昭和六十三年十月二十九日と三十

日の両日に亘り本部主催の技術研修会が開催されました。

テーマは、法第十七条地図作製事業研修で、今回は、建設省国土地理院の中国地方測量部の次長さん（久保勝俊殿）を講師としてお願いしました。

法務局の法第十七条地図作製のモデル作業は、全国的には最終段階に入っているようです。

一方、国土調査事業も、一定の成果を上げるとともに、これをそのまま、法第十七条地図として認定していることによる問題点も、生じているようです。

このような時期に、我々土地家屋調査士が、宿命的に、研修しておかなければならぬテーマは、法第十七

ではないでしょうか。

今回のテーマは、基準点測量の方

必要があるのか。」「公共測量の手続きは、どのような規則によつて、どの様な様式で行なわれているのか。」を、

測量の観測手簿や野帳の記載の方法を通じて説明していただきました。

我々土地家屋調査士が、とかく自分勝手流に、測量していることを反省させられた一日であつたようにも思われます。

今回は、下関の黒井マリンピアといふ、地理的には不便な場所であり、また、かなりの自己負担の中で開催された割には、参加人数九八名（内補助者十八名）という大規模な研修会となりました。

条地図作成のプロセスを理解するこ

うこともあり、県内各地の仕事の情報交換もなごやかに行なわれておりました。

企画部の皆様、本当に御苦労様でした。次回新たな企画をたのしみにしております。





錦帯橋下 10:00 に 募合

史跡めぐり

昭和六十三年十一月六日

観光バス二台にて観光

◎若國市は古い地名を残すため
住居表示とは別にこの様な看板を掲示しています。



田舎の史跡探訪レクリューション（史跡めぐり）が、今年度は、出発を行なわれました。

鹿角橋から、城下町、川西の清泰院に、金正寺、紅葉谷公園と一周し、御柱橋の下で、昼食となりました。

昼食は、岩国支部会員の美穂方の手作りの岩国寿しと、恵じるという豪華組で、私も私もと大きめでした。（畠田支部長様、来年も岩国で引受けで下さいといふ声が、各支部より出ていました。）

また、ローブルニーの下の西村博物館には、南嶽三十六景展が開催されており、版画と、版画の実演を楽しむこともできました。日ころは見落して気づかない所も、ガイドさんの説明一つで、重要な意味をもった所だということに気付きます。今はさして重要なのはないにしろ、今まで生きのこつて来た物たちには何かしらの価値があるのでしょう。

こんな物の見方で一日をすこしでも楽しいものです。＊

会員や家族の方も、ホンのわずかな費用で楽しめますので、今まで参加されなかつた人も頑張せずに参加下さい。

年々参加人数も増えています。今年は、バス二台で借りられました。

岩国支部の皆様には本当に御苦労様でした。

次回は、秋支部の引受けで働きれる予定ですのでお待ち下さい。



金正院の出世正義の力エル

「長井論文、瀬口論文」 に関連して

涉 瀬 清 治

1

会報に赤線の話が二度載っていましたね。現在「官有」道路には道路法による道路として、高速自動車国道、一般国道、都道府県道市町村道があります。その他、農道や、林道という道路法以外の法律に基づいて作られた道路もあります。しかしいずれも法律に基づきその路線名、起点、終点、延長等が指定認定された道路です。

今、会報で取り上げられている

道路は、赤線と呼ばれる里道、車道など幅が三尺、四尺、五尺とかれています。これらの道路は、法律に明確な規定がないため、国有財産法にいう国有財産として法定外公共用財産の扱いを受けています。

道路はこれだけでしょうか。忘れていました。私道があります。中でも最近の私道には、構造や利用のされかたが何ら普通の公道と変わらないものがあります。

この「民有」道路には、道路運送法による自動車道や建築基準法による位置指定道路のはか慣行道路や通路も入ります。

私は団地に住んでいます。団地の道路が誰の所有であるかが話題になつたことはありません。

しかし仕事上では、ある団地内の道路改良を公共事業で施行してもらおうとしたところが民有になっているのがわかり、関係部分を分筆して寄附しなければ工事をし

を団地住民は初めて知られたのです。

要は、市町村などが市町村道などとして、認定してくれるかどうかであって、機能上は、何ら変わらないわけです。こうした道路を

私達が公衆用道路と言うときには、私道が公衆用道路と言ふときには、公衆用道路と利用上区別していませんし課税もされていません。ただし、私道であつて利用者の少ない狭小路については課税されています。見た目は、全く公道と変らなくても、利用者が少ない、すなわち公衆の用に供しているとは言えないという理由からです。この考えは明治二十年当時も同じようです。

私は、ある地主さんが『この道は、わしの爺さんが自分の土地を出して作つた道だ』と言つていたのを覚えてます。つまり、分間図が作られる當時にはすでに道として利用されていた私道であるた

めに、分間図では無難地とされてあります。明治初期の土地売買を認めた頃から、明治二十年までの間に次々と売買などがおこりその間だけでも私道が発生して

きていると思われます。現在でも、団地造成されています。参勤交替用神社仏閣への参詣用の道のほかにも、各自の田・畠・山に行くための慣行道路が出て、そして公衆用道路へと変化していくその間に所

有権の主張が影を潜めてきたのではないでしょうか。

会報の記事を見て下さい。議論の出発点は山の中の赤線、青線です。分間図に表示されているものを、例え結果的にしろ国有とすることについては、議論がないようになります。

私は、ある地主さんが『この道は、わしの爺さんが自分の土地を出して作つた道だ』と言つていたのを覚えてます。つまり、分間図が作られる當時にはすでに道として利用されていた私道であるた

ものはないが、「私」の土地だ。所有権は私にあるが、利用上は、公衆用道路としての制約を受けて、もいる」ということでした。したがって、道が問題ではありませんから、私は分譲の登記申請を致しました。この話をしていたのはそのままこのあたりで初めてです。

現在は、昭和の地籍図には道路の形を成している既存物は描画地として記されています。そのため土壟を見たときに、はたして、すべて国有だと見えるのでしょうか。地元の人の「貴らの土地を假借して作つた限りあり、みなさんが井戸水口(いのどすいぐち)市街付近に認定されていない限りです。このよほど、今日現在でも既存物。貴びと並んで耕種地の敷地を受けた道路、水路があるのに明治の頃になかったと覚えるでしょうか。

（三）
赤裸・青裸といわれる無耕地でありながらも、官有と民有の両方

の土地があつてもいいと聞いていますが、実は、そういう規定があるのです。山崎君お前、「山口県の土地制度と地圖の歴史」という本の一節(「一つから六代」)に、土地の区分としてちゃんと載っています。お手元の本を確認下さい。

お分かりでしょうか? このようにたとえ、尾瀬のあつても、公衆の用に供する道路といふのが、當時地主に假借されないほうがいいのですね。「そこは道路として下るあつたのです」そして、所有者たけです。西田「假借をする由たれられません。ただし区画をすためには、青と赤の色が使われたのです。西田「假借をする由たれられば、面に書き込んでおきます。

（四）
明治二〇年以後の分譲図を読む
ところに亘り、尾瀬であるにもかかわらず、土地は耕べないといり取り難いがなされて分譲図は完成しています。それは同じ本の（二九二—二）解説を受けて有租地（五）(一)(第一項)を草地に假借する（所謂「一ノ里開田參」）などして、尾瀬の水路、道路以外にちょっとした通水路などもはずされているからかもしれません。当時山にいたてて立てるところから、山の高からこの点を

公衆の用に供されているような土地といふふるい明確な施設などなく、地は耕べるのをやめるということでしょう。やめれば、地図の表記のまゝの「赤が裸、水路が裸」といふの「赤が裸、水路が裸」へナントかある」と言って、地図と同時に分譲図で不耕作地が入れられません。ただし区画をすためには、青と赤の色が使われたのです。西田「假借をする由たれられば、面に書き込んでおきます。

（五）(一)(第一項)を草地に假借する（所謂「一ノ里開田參」）などして、尾瀬の水路、道路以外にちょっとした通水路などもはずされているからかもしれません。当時山にいたてて立てるところから、山の高からこの点を



字ごとにまとめるという作業をしていけば、繋ぎ合せるときに空白地ができますから赤線、青線の存在を無視するわけにはいきません。

みなさんも、団地を測るときに街区ごとに測ってあとでそれを集合させようとするとき、ハタツと

「道があったのだ！」この部分については測っていないから、正しい幅が分らない」などという失敗をされたことがあるでしょう。地押丈量の明治二〇年頃は、測量を実際にした村民も検査をした役人も、いわば、開業したての実技について勉強していない調査士の失敗と同じレベルにあったと、隣接どうしでも形や寸法が合わない分間図が明日に示しています。

4

私は民有の赤線、青線はあると思います。

実はこんな例が昭和の地籍図にありました。公共投資もされていないし登記もされていないものの

道の形をしていた土地に、梵天ならぬ竹に赤ベンキを付けたものが立ててありました。このため、その部分は道として調査され測量の上地籍図が作られました。

その後、地主が土地利用上の理由からこの道の位置をズラシたところ、事情を知らない利用者から文句がでたのです。事の重大さを知った地主が「道には違いないが地番のある私の土地だから図面を直してくれ」という依頼を私のところに持ち込んだのです。この事からも「道」というものが地主や利用者、役所によってどのように扱かられてきたかが分ります。

明治二〇年頃には、税金をかけることが前面に出ていますから、道として扱われるのを望んだのはないでしょうか。

また、マイラー化が行われた分

間図に、道路とも民地とも分らないような土地があるのを見受けられることはありますか。和紙

の分間図を見てみると着色してあ

りますが、マイラー化された図面では着色していない「うちわ」の形

の表示によって国有財産、赤線という扱いを受けていますが、私はこれは民有地だと思います。

すなわちマイラー化された表示が正当で、マイラー化されて「うちわ」のような形になつた一筆が所有権の及ぶ範囲なのではないでしょうか。

5

以上は「地番がない無籍地だ

ら国有地だ」とか「図面がないから分らない」とか「林業の特質から山には赤青線は不存在」という

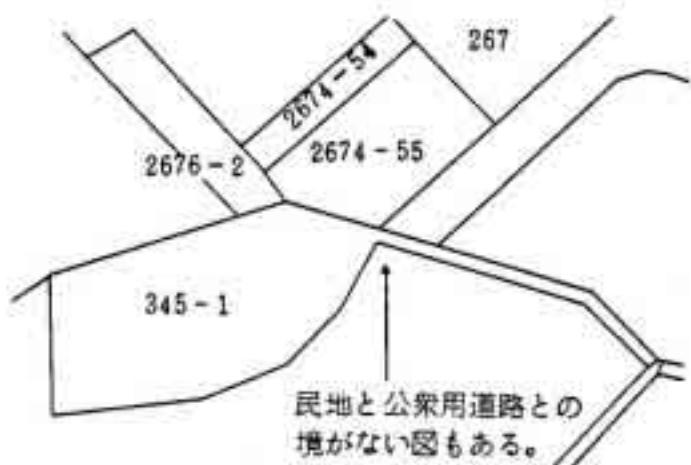
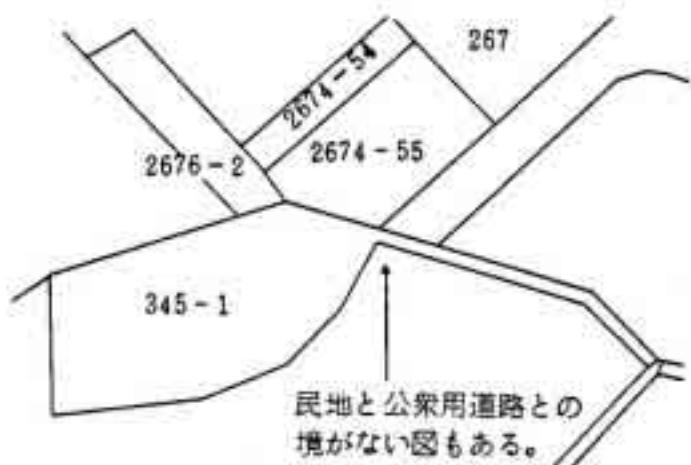
一刀両断的な話ではありません。耕地には現代でも私道があります。山には参勤交替の時に使つた

と思われる村落を結ぶ道や木の切り出し用の道があります。

私が言いたいのは、耕地山地の区別なく官有・民有の道路水路の

両方が存在しても「不思議じゃな

かろう」ということです。



歴史に探る境界争い (六)

論地・論田また論議

下関支部 前田博司

「堺の往還より下、前々より論地にて御座候由の所、明和元年下田万村において替地仰せ付けられ、只今の通り往還切江崎村」といったように、藩が一方の村に論地の替地を与えて解決に導いたケンスもある。

村の境も、時として争いの対象となる。それがはるか山の奥ならば、単に地図上に喰い違いがあるといった表現だけで事が済むのだが、村里近くの場合はそうはないことが多い。お互いに話し合がつかなくなつて、とうとう藩庁のさばきを仰ぐ羽目に至ることも間々あつた。

「論地」の解決方法としては、「北の方、吉見下村との境四百七拾弐坪論地、文政年中より虫追神事之場所として、武百三拾六坪宛各村方へ図面を添え預け渡さる」(「豊浦藩村浦明細書」豊浦郡福江村)のように、藩の役所が中に入つて両村に折半して村の虫追い神事のために使うこと、といった解決策もあれば、「坂道左右之山先年永田村と論地以来用木山と成る」(同書豊浦郡吉母村)や、「横野村境北境界に論地有之、先年より東西拾弐間、南北弐間程上地に成る」(同書豊浦郡安岡大浦)のようにともかくも係争地を藩が取り上げてしまう、といった紛争処理の記録も諸所に見ることができ

御菌生翁甫の「防長地名淵鑑」に、「論地 知行所或は私有地の境界を争い、又は地震洪水地にり等の為に地形に変化を來したるによりて、其の境界を論争したる地に云い、その田を論田と云う。」とあるように、「論地」のよう地名に「論」の字がつくのは、かつてそこで、境界や採草地などの入会権などの論争があつたことを示しており、「論田」の地名は、田地を巡つての争いがあつたことを物語つている。

「論田」はロンデあるいはロンデンなどとも称し、岩国市の通津、美和町の長谷、周東町の差川、山陽町の厚狭、下関



また灌漑用水の配分などでも、周辺の村々の間で激しい「水争い」を演じることが多かった。ことに旱魃の時には、乏しい水の分けかたをめぐって村人たちが必死に争ったものである。そのため下流の村が、貴重な山林の入会権を放棄し、その代償として、別にはるか上流から取水し、村々の間を架けて村専用の灌漑用水路を設置したところもあったという（下関市綾羅木鷹伏掛用水路）。

藩制期において村々の境界を示す標識としては、「立石」（七見村・小月村）、「境石」（小串村・湯玉浦）、「境目石」（川棚松谷浦）、「棒石」（大坪村）、「石印」（川棚下村）といった石の標識や、「境松」（室津上村）、「境柴」（黒井下村）など樹木による標識、あるいは「境筋に埋炭」（黒井上村）、「両国境の土塚」（宇部村）といった人工の標識や、「石仏」（吉母村）、「境堂」（吉母村）のように境界に神仏を祭る方法などがある。ともあれ新たに取り決めた境界の保守を神仏に委せたのは、昔の人々の神仏への深い信心があればこそのことであった。

*
ところで現在では、税収などのからみ

で、隣接市町村の間に境界紛争が起ることもある。たてて工場団地などを造成したのはよいが、その間に境界線をどう引くかによって、それぞれの市町村に納付される固定資産税の額が違つてくるからである。

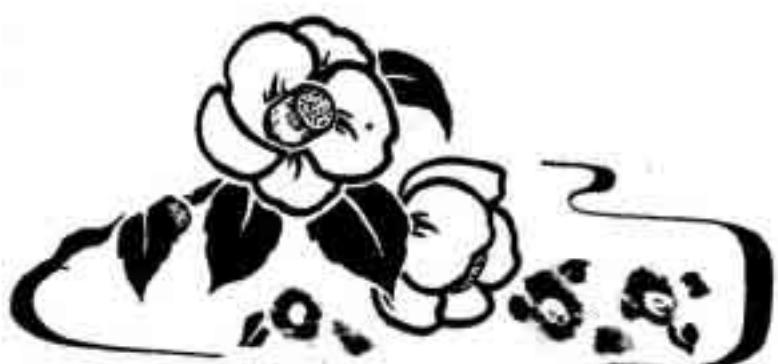
もともと境界とは、人間が集団生活を遂行するため取り決めた便宜的な手段の一つであったに過ぎないはずである。

土地を利用ではなく所有、さらには金銭的な換価価値でしか考えなくなつた現代人にとつては、境界は、自己の金銭的な価値とぶつかりあつて接点としか受けとらなくなつてしまつていて、地表塊と地表塊とがぶつかりあつて地震が生じるといふ現代のプレート理論がそつくりそのまま境界紛争に応用されている。

藩制期の人々の境界争いが自分たちの生存権を賭けての利用権の争いであったのに、現在ではそのほとんどが欲と欲との所有権のからみあいのなかで、境界紛争が起つていて、ほんのわずかの譲り合ひをすらもかたくなに拒否する。軒先が数センチ侵入したのしないので無用な殺人事件にまで及んでしまう。

自己の心のうちにひそむ「所有欲」にこそ、明確な自制の「境界」を設けるべ

きであろう。





支部研修だより

山口県土地家屋調査士会猪田支那
副会長 稲 井 宏 紀

去る九月三〇日当支部が毎年行っている法務局との合同研修会を猪田市勤労福祉センターにおいて開催した。

この研修会は、企画委員会を中心となり、会員から、業務上の事例や設問を募り、企画委員会が協議検討の上、協議問題について会員・法務局それぞれの立場と意見を述べ、結論の出せるものについては決定し、そうでないものは後日回答をもらい、要望事項等、表示登記業務を円滑に処理する目的で行っている。

このたびも、田中支局長、加藤統括登記官、光、新南陽出張所長をむかえ、会員も二二名の出席のもとに、活発な意見交換が行われた。建物表示登記、区分建物の敷地権の問題、地目変更、赤線・青線の境界確認等、牛乳一時に開始し、終了は五時前であつた。直接業務に関係のある事項

の協議であり、企画委員の尽力により、多数の参加者のもとで開催も盛会に終了した。

次に、一月十九日、二十日にわたり親睦旅行を実施した。

福岡支那では、毎年親睦をはかるために旅行を行っているが、今回は西日本フェリー主催の「中九州の旅」に便乗して、別府、水門岬、飯田原、九酔島、宝星寺温泉、龍門の滝、鹿児島方面、宇佐神宮をまわることにした。

参加者を算めるのに苦労するが、投票を中心に勧説し、ポイントを照らす。参加費用、日五行事等に費さず、会員の嗜好を尊重しながら実施している。

国東港からの貸切バスはゆったりと座れ、ガイドは新木ではあったが一生懸命務め、新乗員付きの旅で幹事は楽ができた。

やまなみハイウェーを岡市町を過ぎるまで走り、九郎岳の急坂を駆け降り、左右に紅葉の山々、奇岩絕壁、急引く瀬を眺めるうちに山間の温泉宝泉寺に到着した。

会員は、二部屋に別れていつもさか川のせせらぎを聞きながら湯に浸かり旅の疲れを癒した。他のツアーゲストも宴会となり飲んで食べてカラオケで唄つた。二次会はホテルの一階のスナックでファーリビング娘と盛り上がつた。他の女性客と踊つたりするものもいて、一部の会員は、野天風呂に行って入ろうとしたが、湯がなくてびっかりして帰つてきた。

翌日は、朝8時に出発、重門の瀬、深耶馬溪、青の洞門を観り、宇佐神宮で昼食、参拜し、竹田津港から天氣晴朗なれど波濤しだがあつたが、フェリーで予定どおり篠山港に到着解散した。

昨年は大相撲九州場所、二昨年は大三島、耕三寺と会員のコモニー開催しているが、単独事業では人負確保が難しく、司法書士会に共催を働きかけているところで、今後も継続していくみたい。

本年度の事業としては、平成元年二月下旬に事務または技術研修を予定しているが、具体的には、一月下旬の理事会、企画委員会で協議検討の上実施することになる。

徳山支部 研修旅行



萩支部長

上村栄

本年度の支部総会を、六月十一日に開催し、その後は、事業計画に基づき、支部行事を消化して参りました。

大筋は、例年に無い趣向を意にして、総会の前に企画委員を交えて年間行事を練り上げました。

これを実行に移すとなると、何とかで無理がくるのは承知の上と思いつつ、結果は、出席率として少々の上向きを見ましたが、特筆すると補助者の参加が目立ち今後の対策として思慮せねばならない時点に有る様な気がします。

今日までに、事務・親睦・技術研修を終えましたところで、支部技術

研修に少し紹介してみると、十一月二十六日、二十七日管外宿泊研修と事業計画案で、発表してきましたが、

出発をくじくかの様に、その一ヶ月前に、本部研修が「マリンビアくろい」であり、急便、同宿ではまずいと思い、一の保温泉に場所を変更しました。悪いときには重なるもので案内発送の翌日には、十一月二十七日は司法書士会の研修会と聞かされ困惑しました。

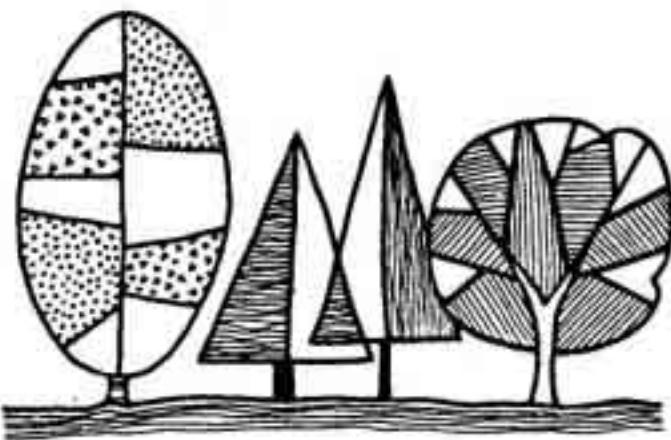
当日は、あいにくの今冬の初雪という天候で支部会員・補助者を歓迎するかの様でした。

早速、宿泊所の小高い所に位置したミニ・ゴルフ場で四ヶ班編成し、座標面積（観測、計算、現場杭打ちによる技術研修となり、各班とも若手中心で、競争心を随所に見せながら、異班の点検を受けながら、二時

ました。

出席者の皆さんには、冷えきった身体を湯舟に直行し暖をとるかたわら、日頃の疲れを、いやしながら、その後は夕食会に……

翌朝は、前述した様に行事が重なり早々に解散致しました。



山口支部長

渡邊展行

園の観光もそこそこにバスの乗客となり、高松港から高速艇に乗り替え本日の宿泊先である小豆島のホテル海南荘に着いたのは午後六時であつた。

本年度第二回目の研修会も司法書士・土地家屋調査士合同で、法務局登記部門との協議会を十月二十二日(土)司調会館で行つた。

登記部門六名、司法書士二十七名

調査士十四名が出席し、午後一時から開催した。

先づ法務局より通達事項の説明があり、次いで首席登記官から休眠担保権の抹消登記に関する説明があり、調査士会提出の協議問題に入つた。

一、赤線と隣接する土地との境界確認。

二、山林中の赤・青線について。

三、代位嘱託登記の地積測量図について。

四、建物の床面積の計算方法。

五、合併地番の分割後の地番のつけかた。

等について協議した。

次いで司法書士会提出の諸問題を協議し、午後四時散会した。

山口支部の昭和六三年度の第一回の研修行事として、九月一〇日(土)一日(日)の一泊二日で瀬戸大橋・小豆島観光に行つてきました。

司法書士・土地家屋調査士・家族補助者二十四名、添乗員一名総勢二十五名、九月一〇日九時二十五分発のひかり二〇二号で新幹線小郡駅を出発し、新倉敷で下車貸し切りバ

スで瀬戸大橋を渡り、途中与島で遊覧船に乗り海上から瀬戸大橋を観光しました。当日は朝から小雨がバラつき、視界が悪く、非常に残念であった。

また観光バスに乗り込み、四国に渡り、坂出経由高松へと向かつた。あいかわらず小雨は続き、栗林公

四名一部屋が割り当てられ、夕食後、十名位が私共の部屋に集まり、仕事の話、会の話等日頃思つていることを忌憚なく話し合い、非常に有意義であつた。

二日目(九月十一日)も小雨模様の天気でもやがかかっているなかを、午前八時に前日のバスでホテルを出発した。

鎌子渓・寒霞渓・太陽の丘・孔雀園と観光し、はるかにけぶる二十四の瞳で有名な岬を車窓から眺め、土庄港から岡山行のフェリーに乗り込んだ。

岡山発十五時五十一分のひかり二五号に乗り小郡に十七時十八分に着き解散した。

改元に伴う登記事務の取扱いについて

標記の件について1月14日、連合会より下記のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

日調連発第88号
平成元年1月10日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会
会長 多田光吉

改元に伴う事務の取扱いについて（通知）
標記について、下記により取扱われるようお願いします。

記

- 1 発信する文書に記載する年号は「平成元年」と記載する。
- 2 受信に用いる受付印（丸い日付印のもの）の年月日については、「1.1.10」の振り合いでさしつかえない。
- 3 日本土地家屋調査士会連合会会長が発する登録証明書の用紙については、あらたに印刷したものを至急送付するから、本年1月17日以降は新用紙を用いて交付願いたい。なお、旧用紙は適宜廃棄願いたい。
- 4 登記事務等の取扱いについては、別添のとおり民事局並びに民事局第三課長から依頼があつたので通知する。

なお、申請書の年の記載については、地元法務局と打合せる等遺憾のないよう配意願いたい。
また、民事局第四課長依頼通知は、添付を省略したので申し添える。

法務省民一第19号
昭和64年1月7日

法務局長 殿
地方法務局

法務省民事局長

改元に伴う登記事務等の取扱いについて（通達）
昭和64年1月7日付け政令第1号（以下「政令」という）をもって元号が改められたので、これ

に伴う公証、確定日付、登記、供託及び国籍事務等の取扱いについては、下記の点に留意されたく、この旨貴管下職員及び公証人に周知するとともに、その事務処理に遺憾のないよう取り計らわれたい。

記

1. 政令施行の日以後に取り扱う各種事務において用いる元号は、「平成」を用いる。
なお、初年は、「平成元年」とする。
2. 確定日付、登記簿（抄）本及び印鑑証明書等の認証日付又は証明日付の記載についても、前項と同様とする。
ただし、確定日付印章、登記簿（抄）本作成機器等の変更や新たな印版の配付がされない等のため、政令施行の日から新元号を用いることが事務処理上困難であるときは、その変更等が行われるまでの間は、便宜、昭和の元号を用いて差し支えない。

法務省民三第21号
昭和64年1月7日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局第三課長
法務省民事局第四課長

改元に伴う登記事務の取扱いについて（依命通知）

改元に伴う登記事務等の取扱いについては、本日付け法務省民一第19号民事局長通達（以下「通達」という。）に示されたところであるが、さらに下記の点に留意するよう貴管下登記官に周知方しかるべき取り計らわれるよう通知します。

記

1. 元号を改める政令の施行当日以降における登記簿の年の記載は、新元号の元年とする。（通達記の1参照）
2. 登記簿の謄本、抄本及び各種証明書等の認証文の年の記載については、1と同様とする。
ただし、謄本等の作成機器及び印版の変更がなされないため、改元後の元号を用いることが困難であるときは、便宜、従前の元号を用いても差し支えない。
(通達記の2参照)
3. 申請書の年の記載については、当面、補正を求めることが要しない。
ただし、商業登記及び法人登記の申請書に記載すべき登記事項が、登記用紙と同一の用紙に記載されているときは、補正を求めるものとする。
4. 登記原因証書その他の添付書面にされている改元前の年の記載は、これに相当する改元後の年の記載として取り扱って差し支えない。
ただし、登記済の記載をするには、申請書受付の年は、改元後の元号を用いるものとする。

5. 受付帳及び共同担保目録綴込帳その他表紙に年の記載のある帳簿で、改元の前後にまたがっての記載又は綴込等があるものについては、その表紙に新元号をも記載する。
6. 申請書の受付番号その他の番号は、更新することを要しない。

法務省民三第24号

平成元年1月9日

日本土地家屋調査士会連合会会長 殿

法務省民事局長 藤井正雄

登記簿の謄本・抄本、印鑑証明書等の認証日付又は証明日付の元号の表示について
昭和64年1月7日付け政令第1号をもって元号が改められましたが、登記所において発行する登記簿の謄本・抄本、印鑑証明書等の認証日付又は証明日付の元号の表示につきましては、従来から事務処理の効率化を図るため使用している登記簿謄(抄)本作成機器等の元号の変更に相当の日時を要しますので、その変更がされるまでの間は、止むを得ず、昭和の元号による場合がありますので、事情を御覧の上、この旨貴管下の関係機関に周知方しかるべきお取り計らい下さいようお願いします。

法務省民三第26号

平成元年1月9日

日本土地家屋調査士会連合会会長 殿

法務省民事局第三課長

改元に伴う登記事務等の取扱いについて(依頼)

登記簿の謄本・抄本、印鑑証明書等の認証日付又は証明日付の元号の表示については、平成元年1月9日付け法務省民三第24号をもって当局長からご依頼申し上げたところですが、改元後の登記事務等に関しては、別添のとおり昭和64年1月7日付法務省民一第19号民事局長通達、同日付け法務省民三第21号民事局第三課長・第四課長依命通知及び同日付け法務省民四第22号民事局第四課長依命通知が発出されたのでその旨ご了知の上、円滑な登記申請等が行なわれるよう土地家屋調査士会及びその会員への周知方につき、格段のご配意をお願いします。

昭和63年度

土地家屋調査士試験合格者名簿

氏 名	生年月日	住 所
まち 町 紀美幸	昭 26. 2. 9	小野田市大字小野田 6741番地の2
あさ かわ ゆうじ 朝 川 雄 司	昭 32. 12. 26	下関市武久町二丁目 81番 51号
たけ うち きんじ 竹 内 勤 二	昭 38. 1. 24	山口市大字宮野下 689番地の2
なか はら きとる 中原 悟	昭 26. 10. 29	下関市秋根南町1丁目 6-4
ばん だい とくじ 萬 代 徳 次	昭 27. 10. 16	美祢市伊佐町伊佐 4156
にし むら いさお 西 村 黙	昭 29. 12. 28	小野田市大字西高泊 522番地の12
お がわ おさむ 小 川 修	昭 25. 4. 19	益田市下本郷町 165番地3

内容は、「不動産の登記と管理」という表題のわりには、口語的で、専門家以外の人にも理解しやすいと思われます。一冊四十円前後のことですので、土地家屋調査士の制度のPRのため、皆様方が、開発される仕事上のお客様に配布して下さい。

「広報部より」



登記と管理」という、小冊子を発行しています。中国ブロック協議会の広報企画担当者会議の中で紹介されたものですが、この会議に出席した先生方の評価は、上々の様です。

岩国市竹森先生より、愛知県の司法書士会の発行しているチラシの御紹介があり、我々山口会の調査士会の広報部も作成したらどうかとの御指摘がありました。

誠に貴重な情報ですので紙面をかりてお礼いたします。

広報部

(ただ若干「チラシ」についての効果にて異論もありますので、……)

「行政機関の休日に関する法律（法律第九十一号）」及び「一般職の職員の給与等に関する法律（法律第九十二号）」が公布され、また、上記各法律の施行日を定める政令（政令第三三八号及第三三九号）が公布され、登記所も本年から、毎月第二及第四の土曜日は閉庁となりました。

皆様方周知して下さい。

お 礼

お 知 ら せ

不動産の登記と管理

日本土地家屋調査士会連合会

保存版

事務局だより

会務報告

法の日無料相談所盛賀

中国ブロック広報・企画会議

監査会

法司調三者協議会

山口県用地課・法務局

登記部門との協議会

全国会長会議

技術研修会

岩国史跡めぐり

総務部会

厚生部会

編紀委員会

理事会

役員推せん委員会

広報部会
六三年度合格証書授与式

定期

理事会支部長会

法司調三者協議会

役員推せん委員会

企画委員会
新人会員研修会

於岩国市
於会館

於法務局

於岩国市
於会館

於豊浦町

於会館
於会館

於広島市

一月 六日 (日)
二月 三日 (土)
二月 三日 (土)
二月 三日 (土)

一月 六日 (日)
二月 三日 (土)
二月 三日 (土)

一月 六日 (木)
二月 七日 (金)
二月 八日 (木)

二月 一月 (日)
二月 八日 (日)
二月 九日 (土)
二月 十日 (日)

一〇月
一日 (土)

六日 (木)

七日 (金)

八日 (火)

九日 (水)

十日 (木)

十一日 (金)

十二日 (土)

十三日 (日)

十四日 (月)

十五日 (火)

十六日 (水)

十七日 (木)

十八日 (金)

十九日 (土)

二十日 (日)

二十一日 (月)

二十二日 (火)

二十三日 (水)

二十四日 (木)

二十五日 (金)

二十六日 (土)

二十七日 (日)

お詫び

前回の会報やまぐち(第40号)の中で、原文と異なる表記がありましたので、訂正し、お詫びいたします。

四頁 二段目 九行目 一量地→一事地 (誤)
三段目 二三行目 お進め→お勧め (正)

三段目 六行目 研賛→研讀
七行目 摘正→適正

二五行目 境界整理設→境界杭埋設
二九行目 JR返信→JR通信
(広報部)

四段目 十二行目 中国五条→中国五県

会員異動状況

卷之三

下山天
肥山國樹井
三上山多喜
宅神田正松氏
渡辺吉早苗
木一枝

卷之三

卷之三

三
銀

論文で「算語を振ります」



三宝懷夫

昭和二年（一九二七）〇四月主
事年廿九歲（昭和二年二月二日）
昭和二八年八月一（八日入會）
昭和二年十月二年下闋主事

卷之三

二十一

年月	日	星期	晴	雨	风
1985	11	11	10	10	10
1985	10	10	10	10	10
1985	9	9	10	10	10

北市鶴田二丁目六十九
宇都宮大学中字町一三三
新南藤本町一丁目一
柏原市山手町二丁目七四
郡府市大字新田二三三四の三
美浓町秋芳町大字御園二六〇

例年開催されております全国選手権大会が、本年度も事業計画の一環として、全国会員の競勝を図るために、次のとおり行われることになりました。次に会員及び補助者の方で同好の士の多数のご参加をお願いいたします。

第六回全国土地空屋調査士
親睦大会開催の

拾遺文

日時 平成元年二月四、五日
場所 桜草却子伏見区五丁七一
二 財團法人日本棋院
団体 破人算、団体棋、志因坊職
会費 参加者一人千円
選任の社局終了後に懇親会を予定、費用八千円

尚、課題につきましては、事務
局へお問い合わせ下さい。